

消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明

政府の「まち・ひと・しごと創生本部」「政府関係機関に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、政府関係機関の地方移転の検討が行われており、徳島県からの提案で消費者庁と国民生活センターの同県への移転が検討されている。

東京圏への一極集中は、若年者の東京圏への大量流入による地方の人口減少・人手不足、災害時における産業・行政機能の空洞化のリスク増大等の問題があり、これを是正する方策として政府関係機関の地方移転を促進することは、その機関に関連する民間事業者の地方展開を促す効果も期待できる点で、地方の活性化に資する政策として評価できる。

しかし、消費者庁と国民生活センターについては、両機関が果たす機能から地方移転は不適當である。

消費者庁は、従前、多数の省庁に分散して担われていた消費者行政を一元化し、消費者行政における司令塔的役割を果たすものとして、「消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務と」し（消費者庁及び消費者委員会設置法第3条）、2009年（平成21）年9月に設置された。大多数の消費者関連法は依然として消費者庁でなく各省庁が所管しており、消費者庁は関係省庁との日常的で密接な協議を通じて、時には対立する利害を調整しつつ、統括的な役割を果たすことが期待されている。また、消費者被害事故の緊急時には情報収集をし、官邸と一体となって各省庁と連携しながら消費者安全のための施策を実施し、マスコミにも必要な発信をし、様々な緊急対応を行う等の危機管理業務を担っている。現状において、消費者庁が各省庁から離れた地方への移転となれば、一元的に消費者行政を遂行することが困難となり、我が国の消費者行政の後退により国民生活の安全が脅かされるのみならず、緊急事態への対応の遅れによって国民の生命身体への危険を拡大させる事態を招きかねない。

また、国民生活センターは、全国の消費生活相談情報を集約・分析し、一般消費者や地方自治体に情報を発信することにより消費者や地方消費者行政を支援する機能を担い、さらに、相談情報を分析した結果に基づいて、消費者庁や各省庁の消費者関係法制度の不備や見直しの問題提起を行う機能を担っている。こうした機能を発揮するためには、消費者庁と同様、中央省庁に近接し密接に連携できる場所にある必要がある。

有識者会議では、道府県からの提案のうち「官邸と一体となり緊急対応を行う等政府の危機管理業務を担う機関」や「中央省庁と日常的に一体として業務を行

う機関」に係る提案，「現在地から移転した場合に機能の維持が極めて困難となる提案」などについては，移転させない方向性が示されている。消費者庁・国民生活センターは，まさに地方移転をさせるべきではない機関に該当する。

消費者庁・国民生活センターは中央において，より一層その機能を発揮することが望まれるのであり，地方への移転は，我が国の消費者行政の機能の推進を阻害しかねない。よって当会は，消費者庁・国民生活センターの地方移転について強く反対する。

2016（平成28）年3月25日

愛媛弁護士会

会長 大熊 伸 定

